

住民説明会（第5回）

日時：平成27年4月15日（水）14：00～16：00

場所：住吉区民センター

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口より、ご挨拶を申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さん、こんにちは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からご挨拶をさせていただきます。本日は、本当にご多忙の中、特別区設置協定書についての説明会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。また平素から大阪市政の推進につきましては、格別なご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第でございます。

この説明会は、先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で特別区設置協定書が承認され、来る5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票、これが行われますため、法律に基づいて大阪市長が説明する説明会でございます。法律というのは、後ほども出てまいりますけれども、大都市地域における特別区の設置に関する法律、この法律に基づいて説明会をやらせていただくということでございます。したがって、本日は橋下市長も出席し、後ほど、皆さまに直接ご説明をさせていただく予定でございますけれども、その前に、事務方であるわれわれ事務局の方から、皆さんにお配りしておりますパンフレットに基づきまして、この特別区設置協定書の内容、すなわち、新しい大都市制度の内容についてご説明させていただきたいと考えております。

また、最初にお断りを申し上げなければならないのですが、この特別区設置協定書に記載している内容、これについては、例えば、住民サービスをこのように充実しますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますとかとった、いわゆるまちの将来計画というものが記載されているものではありません。この特別区設置協定書は、住民サービスをどうしていくのか、あるいは今後のまちづくりをどうしていくのか、それを決める自治体、すなわち役所の仕組み、それをどうしていくのかということを示したものでございます。

具体的には、現在270万人の人口を要します政令市である大阪市を35万人から70万人の特別区として、皆さんに選ばれた区長さんと区議会を設ける。もう一つは、今まで大阪市と大阪府が両方で担ってきた仕事の中で広域行政と言われる分野があるんですけども、

この分野を大阪府に一元化すること、こうした自治の仕組みそのものをどうしていくのか。つまり、これから皆さんにサービスを提供していく役所の内容、形をどのようにしていくのか、こういうものについて記載したものが協定書でございます。そういう意味では、今までにないものでございますし、皆さまに本当に馴染みのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくところが、非常に難しい部分もあろうかと思いますが、本日は限られた2時間という時間ではございますが、皆さまの住民投票に際してご判断の一助となるように、われわれ、できる限り分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、種々の事情により、壇上からの説明になること、また入場の際に金属探知機で検査をしていただくなど、たくさんのご不自由やご不快な思いをさせたこととお詫び申し上げます。それとともに、来る5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます。最初のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介します。

まず、山口の右隣に座っております、事務局から説明者大阪府市大都市局制度企画担当部長田中です。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

田中と申します。よろしく願いいたします。

(司会)

それから、空いているお席、2つございますけれども、事務局の説明終了後に橋下市長と吉田住吉区長が出席いたします。申し遅れましたけれども、私、本日、司会進行を務めさせていただきます同じく大都市局組織体制担当課長、川平、と申します。よろしく願いいたします。

あらかじめ、本日の日程についてご説明申し上げます。初めに事務局から説明パンフレットを使いまして説明を概ね30分させていただきます。その後、先ほど申し上げたように市長がまいりますので、市長の方からスライド等を使った説明を行います。最後に、会場の皆さまからの質疑応答を終了の時間まで行う予定としております。終了は、本日午後4時ということで、予定しております。

お手元の資料について、繰り返しになって恐縮ですが、もう一度確認させてください。3点、お配りしていると思います。3点ご確認いただきたいと思います。39ページもの冊子「特別区設置協定書について(説明パンフレット)」という冊子が1点、あと2点

は紙でございます。大きめの紙で、協定書に対する意見を両面にまとめた資料、これが 2 点目でございます。3 点目が「皆さまへのお願い」というのを、ちょっと小さめの紙でお示ししているものでございます。以上、3 点でございます。お取り忘れの方がいらっしゃいましたら、手を挙げて、スタッフの方へお申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

すみません。開催にあたりまして、繰り返しになって恐縮なんですけれども、注意事項をもう一度申し上げたいと思えます。会場内では、飲食・喫煙はできません。ペットボトルにつきましてはカバンにしまっただけをお願いいたします。携帯電話とスマートフォンについて、今一度ご確認くださいと思えます。携帯電話・スマートフォンについては電源をお切りいただくか、マナーモードの設定の上、通話をご遠慮いただきたいと思えます。お手持ちの傘につきましては、必ずいすの下、お足元に置いていただくようお願いいたします。

それから、本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影をさせていただいております。あらかじめご了承くださいと思えます。

お配りしております「皆さまへのお願い」に記載させていただいておりますけれども、本日の進行の妨げになるような行為、ほかの来場者の方々にご迷惑になるような行為につきましてはご遠慮いただきたいと思えます。ご注意申し上げてもおやめいただけない場合には、ご退出いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために皆さまのご理解とご協力が必要となりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、説明パンフレットを使いまして、事務局よりご説明申し上げます。パンフレットの裏がメモ欄になっておりますので、ご活用いただきたいと思えます。ただ、全体の照明が少し暗くなりますので、ご注意いただきたいと思えます。田中部長、よろしくようお願いいたします。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

改めて、制度企画担当部長の田中と申します。よろしくお願いいたします。着席させていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、このパンフレットに基づいて、特別区設置協定書について説明させていただきます。なお、壇上のスクリーンに同じものを写しておりますので、ご参照いただければと思えます。照明を落としますので、暗くなります。

それでは、まず、3 ページと 4 ページの見開きをご覧ください。「協定書のイメージ」と書いてございます。左上に「現在」と記載されているところをご覧ください。国においては、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。

具体的に申し上げますと、大阪市で言いますと、一人の市長では 270 万人市民の声にき

め細かく対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況でございます。また、大阪市と大阪府の両方が、広域機能の枠に記載しているような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中で、それぞれ別々で行っている状況です。これを、真ん中から右に記載してございますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、一元化することで、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から、大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくものでございます。

そして、これらの広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として35万人から70万人の5つの特別区を新たにつくるものでございます。これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで、住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていくものであります。これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

資料をめくっていただきまして、順次説明させていただきます。6ページをご覧ください。特別区設置協定書の内容の説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として、「特別区」「特別区設置協定書」について説明し、引き続いて、「今後のスケジュール」をご説明いたします。

まず、「特別区とは」をご覧ください。先ほども申し上げましたが、特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。これに対して、現在、皆さまがお住まいの区は、「行政区」と申しまして、区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っていません。

その下の「協定書とは」という、ちょっと中段下の部分をご覧ください。特別区設置協定書は大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づきまして、特別区が設置される日、あるいは5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事はどうなるのか、など特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次に、その下の「今後のスケジュール」についてご説明申し上げます。

特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日の日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

続きまして、協定書ができるまでの経過についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。中程の囲みぐらいになります。24年4月から大阪府と大阪市の条例に基づいて「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて、大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行ってまいりました。その下の参考をご覧ください。この

大都市法の規定に基づき、平成 25 年 2 月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23 回にわたって議論を行い、平成 27 年 1 月に協定書案が取りまとめられました。その後、2 月に総務大臣から協定書案について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3 月には府・市両議会において承認されたところでございます。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明申し上げます。8 ページをご覧ください。上段の「特別区設置の日」をご覧ください。先ほど申し上げましたように、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成 29 年 4 月 1 日に、現在の大阪市域に 5 つの特別区が設置されることとなります。

続いて、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明申し上げます。5 つの特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数につきましては、真ん中に地図と表を示しておりますのでご覧ください。まず、特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会におきまして、シンプルでわかりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお、湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれ、特別区の区域につきましては、特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えていくかなどの観点から、それぞれの地図に色分けしたエリアと決定されたものです。なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校などの住民とのつながりを踏まえ南区となったところでございます。

次に、本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において、住民の皆さまからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区につきましては、知事、市長及び議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって、現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員定数と同じ 86 名を、北区が 19 人、湾岸区が 12 人、東区が 19 人、南区が 23 人、中央区が 13 人と割り振った形で決まったところです。また、議員報酬については、市条例に規定する報酬額の 3 割減となっております。

一番下の下段の枠囲みのひとくちメモに、現在の 24 区役所等の扱いを記載しております。現在の 24 区役所及び現在の出張所等は、全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしております。住民の皆さんの利便性が損なわれることはございません。

続きまして、9 ページから 13 ページに、各特別区の内容として、先ほどのページと少し重複しますが、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しております。あわせて、本庁舎とともに支所等についても、その位置を示してございます。引き

続き、現在の区役所等が支所等として残ります。また、最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししているところです。

各区別に少し申し上げます。9ページ「 - 北区の概要」を申し上げます。現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は、表の下の方になるのですが、最下段に記載の主要統計の昼夜間人口比率が153%と、住んでいる方々よりも通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が69.4%と高い数値になっております。さらに、上段の地図からも都心へのアクセスも充実、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

続きまして、10ページ「 - 湾岸図の概要」を申し上げます。現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。

また、湾岸区は、最下段に記載の主要統計の工業出荷額が1兆2千億円と、5区の中で最も大きなものとなっております。上段の地図からも大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能に、ウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

続きまして、11ページをご覧ください。「 - 東区の概要」を申し上げます。現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。また、東区は最下段に記載の主要統計の年齢別人口を見ますと、15歳未満12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さまが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性をあわせ持った特別区と言えます。

12ページをご覧ください。「 - 南区の概要」について申し上げます。現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして、現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。また、南区は最下段に記載の主要統計の年齢別人口を見ますと、東区と同様、15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さまが多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスを初め、新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる定住魅力ある特別区となっております。

13ページをご覧ください。「 - 中央区の概要」を申し上げます。現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。また、中央区は、最下段に記載の主要統計の商業販売額が18兆8千億円と、

5区の中で最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っております。また、昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに、高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス商業が盛んな特別区と言えます。最初に、協定書のイメージで述べましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを、5人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものでございます。

次に、14ページをお開きください。「町の名称」についてでございます。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間には現在の行政区名を挿入することを考えております。具体的に、この南区となるケースを説明申し上げます。例えば、平野区瓜破は南区平野瓜破、阿倍野区文の里につきましては南区阿倍野文の里、住吉区长居につきましては南区住吉長居、東住吉区杭全につきましては南区東住吉杭全、住之江区南港東につきましては南区住之江南港東とすることを考えてございます。今後、最下段のひとつくちメモでございますが、特別区の設置が決まった場合には、例えば、町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんの意見をお聞きして決定してまいることとしております。

続いて15ページをご覧ください。「特別区と大阪府の事務の分担」をご覧ください。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これから仕事と申し上げますけど、その役割分担を示しております。この仕事の役割分担が、特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて、後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分して調整するのかなどが決められているということでございます。

まず、基本的な考え方、オレンジの欄でございますけど、現在、大阪市は教育や保育所、小中学校など住民に身近な仕事とあわせて、広域、交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。

この広域的な仕事の部分については、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などにかかわる仕事を行うことにしております。そして、特別区では、選挙で選ばれた区長、区議会のもと、先ほど説明申し上げました、それぞれの区の特色などに応じて、住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり仕分けして、役割分担を明確化するということでございます。これまで、大阪府が大阪府と同様に担ってきて交通基盤の整備などの広域的な仕事は、大阪府で担うこととなります。したがって、特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。現在、大阪府が行っている仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪府の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪府のサービス水準は維持されることになって

おります。つまり、現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

次に 17 ページをご覧ください。「職員の移管（特別区の職員体制）」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方をお示ししております。上段枠囲みの「基本的な考え方」に記載しておりますが、特別区と大阪府は、先ほど説明申し上げましたように、仕事の役割分担に基づき、それぞれがきちりサービスを提供できるよう、最適な職員体制を整備いたします。中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年度特別区設置直前の職員数は、下の方にございますけど、大阪市と大阪府を合わせた概数で一番下に記載のとおり、7 万 7,100 人と見込んでおります。その右の記載ですが、特別区設置当初には、特別区・一部事務組合・大阪府の合計で 7 万 7,300 人に増える見込みです。これは、現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものです。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでおります。

次に 18 ページに「特別区の行政組織（イメージ）」をお示ししております。組織と名称は、あくまでもイメージでございます。仮称ですが、5 つの特別区においては、選挙で選ばれた区長のもと、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ、独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまで区役所などで担ってきた住民サービスの窓口は、特別区になっても、現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはございません。

続いて、19 ページをご覧ください。「税源の配分・財政の調整」についてご説明申し上げます。まず、上段をご覧ください。青い部分でございます。「税源の配分」とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。「財政の調整」とは、先ほど説明申し上げました仕事の役割分担に応じて、それぞれがきちりサービスを提供できるよう、必要な財源、これからお金と申しますが、特別区と大阪府に分けることです。あわせて、各特別区に配るときには、特別区ごとで収入に大きな差が出ないように調整することです。基本的な考え方に記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。あわせて、大阪府には大阪市から移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分いたします。これはあくまでも大阪市から大阪府に移る仕事に必要なお金が配分されるということでございます。大阪府から大阪府にお金だけ移るということではございません。その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。その際、大阪府が受け取るお金については、大阪市から移る仕事に使われ

ているのかを検証いたします。

「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆さまから納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移る仕事に使用されるものをのぞき、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものでございます。

続きまして、21 ページをご覧ください。「大阪市の財産の扱い」についてご説明申し上げます。ここでは、市民の皆さまが日ごろから利用している施設を初め、現在、大阪市が持っている株式などのさまざまな財産が、特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しております。「基本的な考え方」に記載しておりますが、まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財源を、先ほど説明申し上げました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることとなります。これまで、大阪市が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで、市民の皆さまが日ごろから利用している施設が使えなくなることはございません。これまでどおり、当然使えます。

次に、株式や大阪市がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などにつきましては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものをのぞき、特別区に承継されることとなります。その下の枠囲みをご覧ください。真ん中ぐらいになります。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来、それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするか、その取り扱いについては、大阪府・特別区協議会で協議していくこととなります。その際には、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえ、考えていくこととなります。

続きまして、23 ページをご覧ください。「大阪市の債務の取り扱い」についてご説明申し上げます。ここでは、大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするかを記載しております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載しておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて、大阪府と特別区が各自負担します。大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明した財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されることとなります。

続きまして、24 ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」について申し上げます。一番上段にありますが、一部事務組合、機関等の共同設置とは、5つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合については5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って、大阪府内でも31の一部事務組合がさまざまな仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。今回、5つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行う仕事は、平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されている国民健康保険事業や、一つに集約して処理する方が効率的なコンピュータシステム、そして中央体育館の管理などでございます。あくまで、特別区が担う仕事は各特別区におい

て行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は特別区の全ての仕事のうちの約7%となっております。

次に、25ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明申し上げます。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場です。

中段の「大阪府・特別区協議会のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がございますが、メンバーは東京都知事、副知事、都の職員、議員23区長の中から選ばれた8人の区長となっております。これを大阪では、大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーといたします。そして、これまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の確保・配分や大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしています。あわせて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることにしております。

続きまして、26ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明申し上げます。上段の「推計の目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものでございます。この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がありますが、推計結果からは、特別区の財政運営は十分可能ということになっております。一番下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体をあわせた推計は、下のグラフにあるとおり、財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますけど、それが徐々に拡大して、平成45年度には約292億円、棒グラフの方でございます。29年度から45年度までの累計約2,762億円、折れ線グラフの方でございますけど、となる見込みでございます。この財源活用可能額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準をよくしたり、住民の皆さまが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の27ページから29ページまでは、5つの特別区それぞれの財源を示しております。これらは後ほどご参照ください。

最後に、31ページと32ページをご覧ください。皆さまから、よくある質問と、それに対するお答えを載せてございます。よくある質問としましては、「特別区になっても住民サービスは維持されるの？」「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？」「これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの？」「今ある区役所がなくなるの？」「町名は変更になるの？」「運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの？」「特別区の設置後に、区名や町名を変更することはできるの？」「大阪府は大阪都と名称が変更になるの？」などが挙げられます。こういった質問に対して、それぞれに回答を記載しておりますので、これは後ほどご覧ください。

以上をもちまして、少し雑ぱくとはなりましたが、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会)

それでは、ここで、市長と住吉区長が到着いたしましたので、ご紹介いたします。

橋下徹大阪市長です。吉田康人住吉区長です。早速、市長よりスライドを使いまして、協定書の内容等についてご説明申し上げます。市長、よろしく願いいたします。

(橋下市長)

皆さん、お忙しい中、このように多くの皆さんにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろは大阪市政、住吉の区政運営にご協力をいただきましてありがとうございます。

きょうは、大阪市役所としての説明をさせていただきます。その前に、今の大都市局の説明を聞いて、特別区設置、いわゆる大阪都構想なんですけど、よく分かったという方はどのくらいいらっしゃいますか。話の中身を決めていきたいと思っておりますので、正直に手を挙げていただきたいんですけども。何となく分かったという人はどのくらいいらっしゃいますか。そうですか。まだよく分からないという人はどのくらいいらっしゃいますか。全く分からないという人は。そうですか。分かりました。すみません。

では、説明をさせていただきます。きょうのこの説明会にあたっては、この、いわゆる大阪都構想について反対の立場をとっている自民党、民主党、公明党、共産党の議員にも参加を呼びかけましたけれども、参加していただけなかったところを、まずお伝えさせていただきます。

僕が一方向的にしゃべることについて、もし、問題があるのであればということで、参加をしてくださいということをしたのですが、参加していただけませんでした。

それと、これは今メディアで、新聞、特にテレビなんかで一部の番組が公平性を害するのではないかと。大阪市長がこの場で説明するのはおかしいのではないかと。大阪都構想というものを推進をしている橋下徹自身が説明するというのは、賛成を働きかけているからじゃないかということが、MBSの「ちちんぷいぷい」で盛んに言っていて、どうも今もまたそういうことを言っているみたいですけども、大きな誤解です。誤解というか、全く勉強不足といたしますか。今回の特別区設置協定書、いわゆる大阪都構想は、法律の手続きをずっと踏んで、いろいろ議論がありましたけれども、最後、大阪市議会、大阪府議会の議会の承認も得て、これは今、大阪市の方針になっております。ですから、大阪市の方針である以上は、大阪市長として法に基づいて、なぜこういうものを住民の皆さんに提案することになったのか、その提案理由をしっかりと述べることは、これは当然のことです。最後は、住民の皆さんに住民投票で決めていただきますけれども、こういう提案をなぜやったのか、その提案理由を、まずしっかりと説明させてもらおうと。この提案理由、今、大阪に対

する問題意識からそもそもスタートしたんですが、僕の感じているその問題意識、それを解決するための方法として、先ほど、大都市局が説明したこの協定書の中身、いろいろ説明させてもらいましたけれども、これは方法としてふさわしいのかどうなのか、そこを皆さんに判断していただかなければなりません。提案理由とか、なぜこういうものが出てきたのか、そこの経緯が全く分からないまま、このパンフレットの中身だけ説明を受けても、判断のしようがないというところだと思います。そこで、まず、僕の方が大阪市長としてこれを提案した理由について、まず、きちっと説明させてもらって、それに対する方法として、今回のこの特別区設置大阪都構想が、本当にその問題解決方法としてふさわしいかどうか、そこを皆さんにご判断いただきたいと思います。

まず、今の大阪に対する問題意識なんですが、これは大阪府知事と大阪市長を経験したところからこの問題意識を持ったんですが、今の大阪の役所、これは非常に仕事の整理がついていない。今の大阪の役所、特に大阪府庁と大阪市役所、これをしっかり仕事の整理をしないと、大阪の行政がうまく進まないなということを、知事と市長の経験で痛切に感じたところから提案をしたきっかけが、大阪府庁、大阪市役所が全然仕事の整理ができていないと感じたところから、この大阪都構想を提案したんですが。

まず、二重行政の問題です。パネルの方で。この二重行政をどう考えるかと。僕は、これは大阪の大問題だと考えております。大阪府、大阪市が、このように同じもの、同じことをやっている。これは大阪、特に大阪全体にかかわることを、大阪府、大阪市がそれぞれやっている。これはもう、全体の大阪で解決しなければいけない問題だと、これは、僕のそもそもの問題意識なんですけども。しかも、今、二重になっているということだけではなくて、大阪府庁も大阪市役所もこの状態だと、ずっと将来にわたって、この二重という状態が続いてしまうだろう。だから、絶対に二重という状態を解決しなければいけないというのが、僕の非常に強い問題意識の1つです。

次に、これが大阪市役所の数々の事業の失敗例です。金額を見てください。すさまじい金額です。

特に、オーク 200 というものはホテルを建てたんです。不動産投資事業ですけども、1,027 億円、これもうまくいきませんでした。うまくいかなかっただけではなくて、先日、銀行から訴えられました。大阪市役所が訴えられまして、その結論は 650 億円払えという結論になりました。今後 10 年間で 650 億円、皆さんの税金から払っていきます。1 年間で 65 億円。こういう問題をどうとらえるか、僕はもう、こういうことは絶対にやめなければいけない、絶対、こういう税の無駄づかいをとめなければいけない。これがもう一つの問題意識なんですけれども。オスカードリームというのは交通局がやっている事業ではあるんですが、この事業も失敗しただけではなくて、これも裁判に訴えられました。銀行から訴えられまして、285 億円、先日交通局の会計から支払ったところなんです。こういうことをどう考えるかということですが、僕はこれは非常に問題意識を持っています。今の大阪で、これは絶対になくさなければいけない問題だと思っています。何も大阪府庁だけが間違っ

たことをやっていないということではなくて、大阪府庁も数々、こういう税金の無駄づかいといいますが、無駄なことをやってきたと。こういう状況を見て、大阪府庁と大阪市役所という役所を1から作り直さなければいけないという思いに至りました。これが問題意識にありまして、反対派の人たちは、今のままで、こういうことはもう将来起こらないだろうと。役所を1から作り直さないということとはとめることはできないと、僕は考えていますが、今回の提案も、そういう形で提案させてもらったんですが、大阪都構想に反対の人たちは、別に役所を1から作りかえるまでもないだろうという考え方のようです。

では、二重行政と、こういう数々の税の無駄づかいを、これを役所をつくりかえることでどうとまるかということですが、パンフレットの3ページ、4ページ、図のところですが。これも先ほど大都市局から説明をさせましたけれども、繰り返しになります。ここは重要なところなので丁寧に説明させてもらいますが、今の大阪市役所の仕事というものが、通常の市役所とちょっと違って特殊なんです。通常の市役所は基礎自治機能と言いまして、通常、市役所は皆さんの身近な住民サービス、皆さんの日常生活に関してサポートしていくのが市役所の仕事であります。保健医療とか福祉とか、小学校、中学校です。それからごみの処理、商店街政策とか。要は、皆さんが通常イメージする市役所の仕事、それが、そのとおり、普通の市役所の仕事なんですが、大阪市役所はそれに加えて、広域機能ということで大阪全体にかかわる仕事、そういうことも大阪市役所はやっています。港湾、大学、病院、それから産業政策、卸売市場、地下鉄、バス、大阪全体にかかわる仕事です。住民の皆さんの日常生活にかかわるといっても、大阪全体にかかわる仕事、これをあわせ持って住民の皆さんの日常生活にかかわることと大阪全体にかかわること2つの仕事をあわせて持っているのが大阪市役所の、ある意味、特殊性なんです。大阪府庁はもちろん、大阪全体にかかわる仕事をやる。まさに、このピンク色の部分ですね。大阪市役所でやっている大阪全体にかかわる仕事、大阪府庁がやっている大阪全体にかかわる仕事、この大阪全体にかかわる仕事を大阪市役所と大阪府庁がそれぞれやっているということで、ここに二重行政が生じてしまう。ですから、二重行政をなくそうということになれば、役所の仕組みをつくりかえて、大阪全体にかかわる仕事は、大阪全体にかかわる都市経営を担う広域自治体、大阪全体にかかわる仕事はもう、大阪府庁に全部ゆだねたほうがいいだろうということが、今回の提案の理由です。今、大阪全体にかかわる仕事は大阪市役所と大阪府庁がそれぞれやっているけれども、それは、大阪府庁に全部まとめて大阪全体の仕事をやってもらったらいいじゃないかというのが、今回の提案の理由の1つです。それは、東京都がそういうことになっていまして、東京都もかつては東京府、東京市に分かれていましたけれども、1943年に東京都ができて、東京全体にかかわる仕事は東京都がやることになっていきます。

ですから、大阪全体にかかわる仕事は大阪府に全部任せてしまったら、二重行政はなくなるだろうということを考えての提案です。そして、さっき税の無駄づかいがいろいろあ

りましたけども、これも役所の仕事が整理できていないので、役所の仕事を整理して、税の無駄づかいをとめていこうと。どういうことかと言いますと、大阪市役所は通常の市役所がやる仕事に集中させよう。医療、福祉、教育、まさに、保健医療とか福祉とか教育とか小学校、中学校の教育とか、そういうことの仕事に集中をさせることによって、大阪府と同様の負担は負わせないようにしようと、大阪市役所にですね。まさに、仕事の整理をすることによって、役所の仕組みを変えることによって、二重行政をとめて、そして、もう二度と大阪市役所に、大阪府と同様の負担を負わせないようにしようというのが、今回の提案の理由です。

パネルの4番、これは数字を見ていただきたいのですが、大阪府と大阪市が仕事の役割分担ができていなくて、同じような仕事をやった結果です。こちらを見ていただきたいのですが、これは大阪市民の一人あたりの借金なんですね。こちらは東京都の一人あたりの借金なんです。こちらは、橙色というかピンク色の方が大阪府の借金。灰色の方が大阪市の借金。絶対的な額は、もちろん、大阪の方が大きいんですが、大阪の人口は880万人です。灰色の方は人口260万人ですから、市民一人あたりに直すと、大阪市分の借金の方が大きくなっているんです。この関係が本当にいいのか。これからもこういう関係を続けていくのか。大阪府分の借金と大阪市分の借金、こういうものが市民に乗っかるこの状況、これをずっとこれからもやっていくのか。これを変えていかなきゃいけないんじゃないのかというのが、僕の問題意識です。こちらの方は東京都民一人あたりの負わされている借金なんです。こっちの橙色というか、この色がこっちは東京都。こちら、灰色の分が東京特別区の方です。見てください。まさに役割分担ができていないじゃないかと。東京全体にかかわる仕事は東京都、そして、皆さんの日常生活にかかわるサポートは特別区がやっている。ですから、特別区は東京都と同じような負担は負わないわけですね、仕事が違うわけですから。東京都は大きな東京全体にかかわる鉄道とか港とか、そういう仕事をやりますが、非常に借金が多くなりますが、特別区の場合には日常の皆さんのお世話をしていく仕事ですから、東京都と同じような負担にはなっていない。ところが大阪府と大阪市は、見てもらったらお分かりのとおり、大阪府もこれだけの借金がある、大阪市にもこれだけある。役割分担ができていないんじゃないかというところが、僕の大きな問題意識の1つです。これを解決するために大阪府庁と大阪市役所が、役割分担、仕事の整理をして、大阪全体にかかわることはもう大阪府に全部任せてしまい、そして、大阪市役所は、これから皆さんの日常生活のサポートに徹していくということで、このように大阪市役所が大阪府と同じような負担を負うようなことは、もうなくしてしまおうというのが、今回の提案理由の1つです。二重行政をなくす、それから、税金の無駄づかいをとめる、これは役所の仕組みを変えることで、何とか目的を達成していこうと考えたのが、今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想です。

そして、2番目の問題意識なんですが、大阪の発展というものを考えたときに、大阪全体を発展させるための役所というものが大阪に必要なんじゃないかということ、僕は知

事を経験して、そう感じました。大阪の発展と考えたときに、大阪市の発展だけでいいのか、それとも、大阪全体のことを考えて、大阪全体を発展させていくのか、この辺が、大阪都構想賛成・反対の考え方の違いに出てくるんだろうなと思っています。

僕が、今回、大阪都構想を提案したのは、さて、これから大阪の発展を考えていくときの大阪府全体を発展させていかないと、この大阪市内の発展もないと考えたところなんです。といいますのは、大阪府のことが、これは大阪の地図です。赤色の部分が大阪市ですけれども、この青色の点々というのは、事業所、企業です。企業活動やっている事業所を点々で表したんですが、これをご覧になってお分かりのとおり、赤色の部分、これは大阪市なんです、大阪市の中だけに事業所が集まっているわけではありません。事業所は大阪市の外にもずっと広がって、大阪府域全体に事業所、いわゆる企業活動が広がっているということです。経済活動です。事業所というものは企業ですから、経済活動が主体ですけれども、大阪市内だけで経済活動が行われているのではなくて、今や大阪経済活動というのは大阪府域全体の経済活動が広がっている、こういう状況をまずご理解いただきたいと思います。

そして次に人の移動なんです、これはピンク色というか紫色というか、ここが人の移動している範囲ですけれども、これをご覧のとおり、人の移動というものは大阪府域で相互に人が移動している。決して、今は大阪市内だけで人の移動がとまっているような状況ではありません。大阪市内の方も、これも通勤している状況を表しているんですけれども、通勤通学圏なんです、大阪市内から、そして大阪市外からも、とにかく大阪府域を通勤通学として人が移動している。こういう状況を見たときに、大阪の経済を活性化させる、大阪の経済を発展させると考えたときに、視点はどこに置くべきなのかと。大阪市内だけに視点を置いていいのか。そうではなくて、やはり大阪全体を見ていただきたい。僕は大阪府知事の経験として、大阪全体を見る視点で経済の活性化策をいろいろ考えていかなきゃいけないんじゃないか。そう考えたときに、大阪全体を見渡して、経済発展を担っていく、そういう強力な役所が必要なんではないかという考えに至ったわけです。今は、大阪府庁と大阪市役所がそれぞれ仕事を持って、場合によっては話し合いをし、場合によっては話し合いがうまくまとまらずに、という形でいろいろ経済活性化策をやっています。今の大阪府庁と大阪市役所というものは、どういう役割分担になっているかと言いますと、大阪市内のことは、基本的には大阪市役所がやりますよ。さっきも、図で説明したとおり、大阪市役所も大阪全体の仕事をやっているわけです。ですから、大阪全体にかかわる仕事は、大阪市内においては大阪市役所がやる。そして大阪市以外のところは大阪府庁がやる。大阪市役所と大阪府庁が、地域で分担していた。それが、今までの大阪の役所の姿だったわけです。それだと話し合いが決裂したり、うまくいかなかったり、方向性が一致しないこともあるので、そうであれば、大阪府庁に大阪全体の仕事を担わせて、大阪全体の発展に関しては大阪府庁にやってもらおうと、そうすべきではないかというのが、今回の提案理由です。ですから、さっきお話をさせてもらいましたが、大阪市役所が、これまで持って

いた大阪全体の仕事を大阪府庁に全部渡すということは、二重行政がなくなるだけではなくて、大阪全体の発展にかかわる仕事は全部大阪府庁が担当することになる。そういう狙いで、今回の提案をさせていただきました。

実際に、大阪全体の発展を考えると、役所のトップとして、僕や松井知事は、いろんなことを考えます。例えば、8番、大阪の中の企業を増やしていかなくちゃいけない、会社が集まってもらわないといけなとか、それから9番、外国人観光客にどんどん来てもらって、大阪市内で消費をしてもらわなくちゃいけない。外国人観光客をどう増やしていくか。10番、デパートの売り上げ、小売業の象徴ですけども、どうデパートに儲かってもらうか、デパートの売り上げは、商店街の売り上げも含めて、商業取引なんです。どう大阪市内を活性化するか。

それから、ホテルとなんかでも、ホテルの稼働率が高まること。これはお客さんにたくさん大阪に来てもらって、その分、金を落としてもらおうということですから、どうホテルの稼働率を上げていくのか、また、ホテルが足りないのであれば、どうホテルを増やしていくか。そして、12番、経済をどんどんよくして行って、有効求人倍率、仕事が多くなれば有効求人倍率が高くなるんですけど、どう大阪の中で仕事を増やしていくのか。仕事が増えることになれば、失業率が下がっていきます。13番、どう失業率を下げていくのか。全体の経済が活性化すれば、14番、地価も、土地の値段も上がっていく。こういう、いわゆる大阪の経済の活性化を図ろうと思うと、今みたいないろんな数字をどう改善していくのかということを考えて、われわれ行政として、どういう政策が必要なのかを考えるわけです。外国人観光客を増やさなくちゃいけないということになれば、外国語がいろいろ大阪市内で使われやすいように、そしてまた、駅の表示面なんかでも、外国語の表記をしなければいけないとか、また、外国人観光客がWi-Fiをものすごく必要としています。インターネットもWi-Fiですね。これをどう増やしていくのかとか、外国人観光客を増やすための施策をいろいろ考える。それと、大阪の中で、企業を増やそうと思えば、企業に来てもらうためには税金を下げなくちゃいけないのかとか、経済特区が安倍政権になって打ち出されましたけれども、どうやって大阪に経済特区をつくっていくのかとか、経済を活性化することになるといろんなことを考えるわけです。

経済を活性化する、今の数字をどんどん上げていこうと思ったときに、大阪市内の視点だけで物事を考えていったらいいのか。やはり、大阪市内を飛び越えて、大阪府域全体を見て、いろんな政策を考えなければいけないのか。ここで、僕は知事、また市長の経験からして、先ほども言いました。これは、今みたいな数字をどんどんよくしていく、大阪の経済をよくしていくためには、大阪府全体を見て、いろんな政策を考えなくちゃいけないと考えたわけです。それは、繰り返しになりますけれども、5番、大阪の経済力、経済というものが、もう大阪市を飛び越えて大阪府全体に広がっている。そして、6番、人の移動というものも大阪府全体で人の移動が行われているので、大阪の経済活性化策は大阪府域全体を見てやらなければいけないという考えに至りました。

実際、例えば、地下鉄ネットワークなんかを見ても、経済活性化のためには、大阪が便利にならなければいけません。17番、これは東京の状況です。東京は、こういう地下鉄のネットワークなんです。相互乗り入れ、要は私鉄と地下鉄がそのまま乗り換えなく、相互乗り入れできているのが15線あります。一方、大阪の場合には、16番で、これが大阪の状況ですが、9つの路線中相互乗り入れは3路線しかない。もちろん、これは、技術上の問題もあって、今ただちに、大阪の場合に私鉄と地下鉄が簡単につながるということではありませんが、でも、技術というものはずっと開発されるわけですから、いつかは、やはり、大阪も地下鉄といわゆる私鉄、阪急、近鉄、南海、京阪をつなげていくことを考えていかなければいけない。それを考えるにあたって、大阪市内の視点だけで、相互乗り入れとか、各私鉄と地下鉄の乗り入れを考慮することができるのか、そうじゃなくて、大阪府域全体を見るからこそ、いろいろ地下鉄と私鉄の相互乗り入れのネットワークなんですね。これは、市長としての説明会ですから、まず聞いてください。不規則発言をされれば、ちょっと退場願います。不規則発言を次されれば、退場願います。

(司会)

説明の途中でございますので、ご静粛に願います。

(橋下市長)

後で質問の機会はとってもらいます。ほかに聞いている方がいらっしゃいますから。

ですから、地下鉄のネットワーク、鉄道のネットワークを考えたときに大阪市内の視点でいくのか、大阪府域全体の視点でいくのか。ここが大阪都構想、賛成と反対の判断の別れ道になるかなと思っています。

高速道路も見てもらいましょうか。15番、こちら、東京の高速道路の状況ですが、東京の高速道路、この間中央環状線が開通しました。新宿と羽田、今まで40分かかったところが20分で行けるようになりました。この中央環状線は池袋、新宿、渋谷を通っています。こんな東京のど真ん中にどうやって高速道路を通したのか。地下に高速道路をつくったのです。ものすごい便利になって、そのほか、高速道路もうまく連結して伸びています。こちら、一方、大阪の方ですが、ここまで環状線はできているんですけど、この赤色の部分がつながっておりません。計画が進んでおりませんでした。というのも、こちら右側の方が大阪府の所管、左側が大阪市の所管ということで、うまく話がまとまってこなかったんです、これまで、何十年も。やっと、僕と松井知事の間で合意をして、これを進めていこうとなったんですが、ただ、実行されるまで、完成するまで20年以上かかります。20何年かかってきます。場合によっては30年かかるでしょう。ですから、大都市の発展を考えると、大阪府と大阪府が話し合いでやっていけばいいという、そういう考え方でいくのか。やはり、大阪全体のことは大阪府庁に任せて、大阪全体の決定を早くやってもらって、大都市の発展、高速道路、地下鉄、そういうものは1年2年で整備されないわけです。20

年、30年、40年、50年かけて、徐々に整備されるものですから、この大阪の発展を考えたときには、もう大阪府庁の方に大阪全体のことは任せて、そこでしっかり考えてもらう。そして、決定してもらって、そして、実行していく。そういうことが大阪にとって必要なんじゃないかというのが、今回の提案の理由の2つ目です。大阪都構想の反対の人たちは、今のままだでも大阪府庁と大阪市役所、話し合いでやればいいじゃないかということなんですけれども、僕はそれでは大阪の発展、スピード感を持って臨めないと考えております。

そして、問題意識の3つ目なんですけど、今の大阪市内を考えたときに、これは大阪市長としての経験ですけども、大阪市内を見たときに、僕は、非常に住民の皆さんの声をすくい上げる、住民の皆さんの声を聞く役所のシステムが、役所の機能が不十分極まりないと感じております。これが3つ目の問題意識です。大阪市内260万人住民がいます。皆さん、260万人という住民の数は、実は広島県や京都府に匹敵する住民の数です。広島県とか京都府は、どうやって住民の皆さんの声を聞くか。役所の仕組みがどうなっているのかと言いますと、次の図で、これは京都府です。こっちが広島県なんです。大阪市と同じだけの人口規模なんですけど、京都府の場合には、選挙で選ばれた知事以外に選挙で選ばれる市長が15人、選挙で選ばれる町長が10人、選挙で選ばれる村長が1人。ですから計26人の市町村長が260万人のコミュニケーションの相手として、しっかり選挙で選ばれる長がいるわけです。この人たちが住民の皆さんと直接会話をしたり、一番重要なことはこの26人それぞれが選挙で選ばれますから、それぞれの地域で、どういうまちづくりをするのか、どういう住民サービスを住民が求めているのか、そういうことを260万人の住民の中で、26の選挙で選ばれる長を誕生させる。だから、26人分の選挙が260万人の京都府で行われて、それぞれ住民の皆さんが自分たちの町はこうすると決めているわけです。広島県も同じように285万人の人口で、選挙で選ばれる市長が14人、選挙で選ばれる町長が9人、合計23人の市長や町長がいる。これは広島県の状況です。ですから、各地、みんな選挙で選べて、自分たちはどうするかを決めていっている。これが260万人の京都府や広島県の状況です。一人一人が、全部赤と青、選挙で選ばれていますから、この地域の皆さんは、みんな選挙で、自分たちの町のことを決めているわけです。

一方、大阪市の場合はどうかと言いますと、同じこの規模、京都府や広島県のこの規模、大阪市がそうなんですけど、ここで選挙で選ばれた長は僕だけです。一人だけです。ですから、皆さんは、住吉区民の皆さんも平野区民の皆さんも北区民も東淀川区民も淀川区民の皆さんも、最後は大阪市長を選ぶときしか、自分たちの意思表示ができないわけですね。住民の身近なサービス。まさに、市役所がどういうサービスをやらなければいけないのか、どうなのか。こういう話を決めるときに、皆さん、大阪市長を選ぶときしか意思表示ができない。本当にこれで住民の皆さんの声をきちっとくみ取れる、そういう仕組みになっているかというのが、僕の3つ目の問題意識です。

吉田住吉区長は、ものすごく住吉区のために、一生懸命、頑張ってくれています。極めて優秀な区長ですが、でも彼は選挙で選ばれてないわけですね。選挙で選ばれていま

せんから、最終決定権を持っておりません。誰の言うことを聞かなければいけないのかというと大阪市長である僕の言うことを絶対的に、最後は聞かなければいけない、そういう立場です。僕が最後は職務命令を出しますから、最後は僕の言うことを聞かなければいけない。本当にそれで住吉区民の皆さんの意見をきちっとくんだことになるのか、それに大きな疑問を、僕は持ったところです。ですから、僕は、区長は選挙で選ぶ、そういう時代だと。これからは、区長は選挙で選ばなきゃいけないんじゃないかという問題意識から今回の大阪都構想を提案しました。

いろんな事例を見てもらいたいんですが、図書館。例えば、図書館ですが、今、大阪市は全部を1つの塊としてとらえて、大阪市長一人が全てを決めています。皆さんは、大阪市の町をどうするかというときに、大阪市長を選ぶ選挙のときしか意思表示ができません。ところが、図書館の数ですけども1区1館となっています。大阪市を1つの塊と見ていますから、24区1区に1館となっています。本当にそれでいいのかという、僕はそこに大きな疑問を感じています。ですから、淀川区にもう1館つくるようなことを考えてくれと言っているんですけども、ただ、淀川区に、もし2館目をつくるとか、1館でも新しいのをつくることになると、多分、ほかの区から文句が出てくるでしょうね。それを全部、一人の市長で調整するというのは、とてもじゃないけれども、僕の今の市長の経験からすると、不可能に近い。だから今、分かりやすいルールとして、誰からも文句が出ないように、1区1館。調整とか面倒くさいから、できないから、分かりやすいルールとして1区1館にしています。5万人の福島区にも1館、15万5,000人の住吉区にも1館です。それでいいのかということです。こちらをご覧ください。これは、僕が今目指している特別区ですが、それぞれ、東京の23区の区長は選挙で選ばれていますから、最終決定権者です。住民の皆さんの意見を聞いて、最後、区長が自分の責任で決定する。間違ったことをやれば選挙で落とされる。お金の使い道も区長が決めるわけです。ですから、各区ばらばらです。これは住民の皆さんの求めに応じてつくるのか、選挙を意識してつくるのか、そこはいろいろありますけども、1区1館ではなくて、自分の責任でつくっていくわけです。実際、今どうなっているかは、これは東京の一例ですけども、東京の場合には住民一人あたりの図書数が2.9冊。一方、大阪市の場合は住民一人あたりの図書数1.4冊、半分です。非常に本の少ない町だと。これを見て、僕は図書館を増やそうという思いがあるんですけども、ただ、これを増やすということになると、さっき言ったように、どこかの区を2館にすると、全部2館にしないとまた収まりがつかない。ここの区は2館にして、ここは1館にしてくれという話になったら、僕がまた調整するのが大変。多分、今の大阪市のルールでいくと、図書館を増やそう、1区2館にしようということになれば、多分、24区全部で2館つくるということになるでしょうね。48館ぼんとつくる。そうすると人口の少ないところで2館、また15万5,000の住吉でも2館。本当にそれでいいのか。もっとまちの特色、地域の特色にあわせた政策ができないのかということはずっと感じてきたところです。

次のページ、こちらスポーツセンターと温水プールですが、これも1区1館です。調整

とか面倒ですから、1区1館にしたほうが誰からも文句が出ません。東京は、さっきも言ったように、それぞれの区で、特別区で、自分たちで決めますので、数はばらばらです。特別区になったからといって、どんどん施設が増えますということを使うつもりはありません。施設をつくるためにはお金が必要ですから。無尽蔵にお金はありませんので、特別区になったからといって施設が増えるわけではありません。ただ、自分たちで、数、何をつくるのか、どこにつくるのか、そういうことを地域ごとで決められる、そういう仕組みが今回提案した特別区設置のポイントです。

今、保育所一つつくるにしても、住吉の吉田区長がこの場所につくるということは決められません。これは大阪市役所の本庁舎、僕が仕事をしている淀屋橋の本庁舎にある局が最後決めるわけです。最後は僕が決めるということになるわけです。住吉区長にどこにつくるかを決めさせたいと、僕は思っているんですけど、これも収拾がつかえません。24人いますから、24人がみんな自分ところに、ここにつくりたい、あそこにつくりたいと言い出したら、収拾がつかないので、仕方がないので、局で決めています。ですから、区長としては、本当は自分のところ、ここにとかいう思いがあるのかも分かりませんが、自分の、最後の判断で、自分の決定で、自分の責任でできないというのが、今の大阪市の区長の状況です。仕事はしっかりやってくれていますけど、今の仕組み上そうだとことです。それを、東京の区長のように自分の責任で決める、文句が出ようが何であろうが、とにかく自分の責任で決めるんだ、そういう役所の仕組みにしなければいけないんじゃないかという思い、そこから大阪都構想を提案しました。

それから、教育委員会のところも見てもらいたいんですが、体罰です。こちらが体罰の数、こっちがいじめの数なんですけれども、大阪市の教育現場、一向に落ち着きません。これも、教育委員会としてしっかり頑張ってもらわないといけないところで、いろいろ教育の改革、教育の政策の充実、いろいろやっているところなんですけど、実際こうなっています。皆さん、大阪市教育委員会は1つしかありません。小学校・中学校の数は400校以上あります。1つの教育委員会で400校以上見るというのは、僕は限界だと思っています。教育委員会とも議論をしまして、どうなんだという話をしたところ、本当に今学校現場ではいろんな問題が起きています。保護者も、多種多様、いろいろです。そういう現場の状況を見たときに、1つの教育委員会で見ていくのは無理ですということは、教育委員会の方も言っております。特別区設置になりますと、教育委員会がそれぞれの5つの地域に1つずつ置かれますから、教育委員会が5つに増えます。大阪市の教育委員会が5つできることになります。これで、しっかりと学校の現場をサポートできるんじゃないかと、僕は考えております。

次は、児童虐待のところなんですけど、児童虐待も非常に多いですね。住吉でも悲惨な事件がありました。これも、住吉区長といろいろ議論して、問題があって、そこに、連絡のミスがあったり、報告のミスがありました。ですから、大阪市長の僕の部屋に来て、各局に集まってもらって、こうしよう、ああしようと思ったんですが、本来は、区長がそうい

うことも自らの権限と責任でやるべきだと思っています。今、児童虐待がこれだけ増えておりますが、大阪市内では児童相談所は1つしかありませんでした。これまで、1つしかなかったんです。それだと対応できないだろうということで、この間、2つ目をつくることを指示をして、予算がつかしました。2つ目をつくることにしました。これでも足りないと思っています。特別区設置ということになりましたら、大阪市内に児童相談所は5つできることになります。数の問題であれば、今でも橋下大阪市長、今の段階で5つつくればいいじゃないと言われるかも分かりません。数だけの問題ではありません。先ほど、吉田区長の話もしましたが、重要なことは選挙で選ばれた区長が各局をきちっと指揮命令していく、何か問題があれば、最後、区長の判断で、トップの判断で対応していくところが非常に重要です。今、吉田区長の立場は、最終責任者ではありませんので、児童相談所と協議しながらやっていかななくてはいけない。それから、大阪市役所のいろんな局とも協議、また連絡をもらう、情報をもろう、そういうやり方でやっていかなきゃいけません。それを選挙で選ばれた区長トップに、児童相談所やその他いろんな担当局を選挙で選ばれた区長のもとでしっかり動いて、選挙で選ばれた区長が指揮命令をしながら、役所組織に指揮命令をしながら対応していく。そういう新しい区役所にしなければいけないんじゃないのかというのが、特別区設置、今回の提案の理由の3つ目です。

パンフレットの18ページです。

今の区役所、こういう状況です。区長は区役所の長ではあるんですけども、大阪市役所の各局に指示を出せる立場ではありません。それが、今度新しく特別区になりますと、特別区長のもとに、役所の各組織がざーっと置かれるようになります。まさに、特別区長が自らの判断と責任で、役所組織に指示を出して、対応していると。今の区長の場合は、全て大阪市役所、淀屋橋、中之島にお伺いを立てなければいけない。でも、現場のことを知っている、住民のことを一番知っているのは区長なわけですから、区長自らが責任者、決定権者として、役所のトップについて、皆さんの声に答えるような役所の運営をしていく。そういう姿に変えていくべきでないかということから、今回の提案をしました。

それから、住民の皆さんとのコミュニケーションというところですけども、今、僕は260万人の住民の、ある意味、役所のトップという形で仕事をさせてもらっていますけれども、なかなか260万人の住民の皆さんと直接話をするというのは、本当、限界で不可能な話です。大阪府知事の仕事は住民の皆さんと直接話をするようなそういう仕事ではないです。どちらかという、大阪全体の方針を決めていく仕事ですから。もちろん、住民の皆さんの声を聞かなければいけません。大阪府庁での仕事は住民の皆さんと直接いろんなことを話していくというよりも、大阪全体の方向性を決めていく。でも、市長の仕事は、いろんな会場でもいろんな議論があったんですが、この施設をもっと使わせてほしい。僕がもう、廃館という方向性を決めていた施設について、もっと使わせてほしいとか、それから、学校についても、特に統廃合の問題がありまして、要は、市長の仕事というのは住民の皆さんと直接話をして、調整をしなければいけない仕事がほとんどなんです。学

校の統廃合なんです、大阪市内の子どもたちは今どんどん数が減ってっていますが、学校のクラス数というのが1学年に2クラス以上必要なんです、教育的な観点から。といいますのは、1クラス以下になってしまうと、体育の授業ができなくなったり、体育祭ができなくなったり、いろんな弊害があります。クラス替えができなくなったり。ですから、1学年必ず2学級以上にしましょうという一定の基準なんですけども、実はその基準を満たしていない学校が大阪市内で83校あります。1学年2クラス未満という学校が、二つの学校を一つの学校を合わせなきゃいけない対象校が83校あるんです。今まで大阪市内で統廃合がどこまで進んでいたかということですが、20年かかって9校だけなんです。最近、僕は大号令をかけて、学校統廃合をきちっとやってくれということで、ここ数年で、今、6校ということになっています。もちろん、これは、住民の皆さんの声を聞いて進めていかなければいけませんから、住民の皆さんのご意見を完全に無視する形でどんどん進めるわけにはいきません。でも、皆さんときちっと話をして、学校の1学年のクラス数が少なくなってきたら、教育環境上、これは学校2つのものを1つに合わせていかなければいけませんという話を、住民の皆さんとしていかなければいけません、大体、この統廃合の話は決まるまでに1年~3年ぐらい、ずっと住民の皆さんと話をしなくてはいけないんです。普通こういう話は誰がやるかというと、選挙で選ばれた長が、本来であれば僕がやらなければいけないですね。さっきの京都府や広島県の事例で、京都府や広島県の地図を出させてもらいましたけども、京都府や広島県は20数名の市町村長がいますから、自分が担当している学校を1つか2つ、せいぜい統廃合1つとか、だから、3年4年で1つの学校を統廃合すれば、それで何とか仕事ができたとというのが広島県や京都府の状況です。僕は、選挙で選ばれた長1人しかいません。僕は83校、僕が学校の統廃合、住民の皆さんと話をし、理解を得られるように話ができるかと言ったら、これははっきり言ったら不可能です。

ですから、今は、各区長にお願いをしているんですけども、そこは選挙で選ばれている、選ばれていないというところが、非常に大きい差がありまして、最後、選挙で選ばれている私の立場で、こういうふうに決めさせてもらいますという、そういうまとめができません。どうしても話し合いがうまくいかないときには、最後は選挙で決めるということもあるわけです。豊能町というところでは学校の統廃合問題を住民の皆さんと賛否が分かれました、最後は町長選挙で決着をつけました。でも、この学校の統廃合の問題、特に、仮に住吉の学校1つ2つを1つにまとめなくてはいけない、それを大阪市長選挙の公約に掲げられるかと言ったら、それはやっぱり掲げられません。北区民の人、東淀川区民の人、旭区民の人にとっては、そんなことは関係ないとなってしまうわけです。だからこそ、地域のいろんな課題、地域の住民の皆さんの意見を調整していかなければいけない課題、そういうことがこれからどんどん増えていく時代にあっては、大阪市長一人で調整をするのは不可能じゃないか。また、大阪市長選挙だけで、最後、住民の皆さんの意思表示をもらうのでは、これは決着がつかないのではないかということで、大阪市内を5つに地域を分けて、それぞれに選挙で選ぶ区長を置いて、そこで住民の皆さんの声を聞きながら、

どうしても、最後、解決ができない場合には選挙をもってその方向性を決めていく。これからの時代、皆さんに対する住民サービスをどんどん増やしていくような時代ではなくなります。むしろ、皆さんにとって必要なものは増やしながらか、余分なものは、これは改めて行こうと、そういう調整の時代に入ります。必要なものは増やして、その代わり、減らすものは減らしていく。まさに調整が必要なんです。その調整を、大阪市長一人が大阪市内全体を見て、これを調整していけるかと言えば、これは無理なんです。そういう思いから、大阪市内5つの地域に分けて、今一人でやっているところを5人の担当者を置いて、選挙で選ばれた区長5人を置いて、それぞれの地域にあわせた、その地域の特色にあわせた、また地域の皆さんのいろいろな要求にあわせた形で、それぞれの地域の行政をやってもらう。これが大阪都構想の3つ目の提案理由です。大阪市を大きな一つの塊と見て、24区全部に一律同じことをやっていくのか。そうではなくて、5つの地域で、それぞれまちの特色にあわせた、地域の住民の皆さんの要望にあわせた形で行政をやっていくのか。どちらを取るかということになります。

大都市局の先ほどの説明では、大阪市内5つの特別区それぞれ特色があるということの説明させてもらいました。住まれている方の年齢層の違いもありますし、商業地が多いのか、住宅地が多いのか、大阪市内は5つの地域で分けて、それぞれ5つの地域がそれぞれ特色を持っているわけです。この特色を一切無視して、あくまでも大阪市内一律にこれからも行政をやっていくべきだと思える人は、今回の大阪都構想は反対ということになるでしょう。そうでない、これからの時代は、やはり、多様な価値観、多様な考え方を持った人たちが、そういった人たちが集まっている大都市大阪、そして地域の特色もそれぞれ違う、そういうことを考慮して、少なくとも5つの地域に分かれて、それぞれの地域で行政をやっていこうという考え方であれば、大阪都構想賛成ということになるかと思っております。

そして、5つの地域に分かれたとして、本当にこの5つの地域が、それぞれちゃんと行政ができるのというところ、そこのご心配があるかも分かりませんが、これはさっき大都市局の方から説明があったかと思えます。パンフレットの26ページですが、お金の方は大阪都構想をやるためには最初に600億から650億円かかると言われていますが、二重行政が将来的にもなくなり、仕事の役割分担もしっかりやりながら、そして、改革を進めて、計算をしますと、使えるお金はきちっと17年間で5つの特別区で2,700億円というお金は現在より増えるという計算結果が出てきています。

ですから、このお金を、今度選挙で選ばれた区長が住民の皆さんの声を聞いて、医療、福祉、教育、何に使うかを決めていく。まさに今度、区長選挙が始まると、各区長候補者は、自分はこのまちをこうしますとか、ああしますということを書いて皆さんに訴えかけます。そして、最後は、住民の皆さんが1票を投じて、自分のその地域をどうするかを決める。それを、今は大阪市長選挙だけで決めていきますけども、この大阪都構想になりますと、大阪市内で5つの地域に分かれて、それぞれが区長選挙をやる。皆さんがお住まいのところは、今度、新しく南区という地域になります。28ページ、さっきの表は5区あわせた

表ですが、この 28 ページの表は、南区はどうなるんだということですけども、南区もしっかりと使えるお金が現在よりも増えるだろうという推計が出ています。ですから、南区の皆さんは今度南区長選挙を通じて、今度は、区長が、候補者がどう言うか分かりませんが、何を重視するのか、どういうことに力を入れるのか、それはそれぞれの候補者が皆さんに訴えかけます。そして、皆さんは南区においてどうするか。それは、北区、東区、中央区、湾岸区とは関係なくです。南区でどうするのかということを考えて、1 票を投じて、南区のまちのあり方を決めてもらうということが、大阪都構想の提案理由です。

そして、さっきの会場でもいろいろと話があったんですけども。例えば、税金が大阪府に吸い上げられるなんて話があったんですけど、大阪府に吸い上げられるから反対ということと言われたんですけど、19 ページのこれ、まず皆さんの税金は、2 つに分けて、こっち側の税金は、そのまま、これ、今北区になっていますけど、皆さんのお住まいの南区に直接入ります。皆さんの税金が、直接南区に入る。こっち側に書かれている税金は、一旦大阪府の会計に入ります。このことをとらえて、先ほどの会場では、大阪府にお金を吸い上げられるからだめだということと言われましたけども、これは誤解があるなと思って、説明させてもらいますが、こちら側の皆さんの税金は、1 回大阪府の会計に入りますが、それはその後、ちゃんと各特別区の方に配分されるんです。なぜこんなことをやるかと言いますと、今度は大阪市内 5 つの区に分かれますから、税金が集まるところと、そうでないところとの差が出てきます。これは、日本の国の仕組みを見てもらってもお分かりになるとおり、今の日本の国では、東京、名古屋、大阪でほとんど税金が集められます。東京、名古屋、大阪で集められた税金を、東京、名古屋、大阪だけで使っていいのかといたらそうじゃありません。日本全国 47 都道府県できちっと配分しなければいけません。ですから、東京、大阪、名古屋で集められた税金は、市役所や府庁に納められるのと同時に、1 回国が集めて、また 47 都道府県に配分する仕組みになっています。今回は、この税金の配分の仕組みも北区、湾岸区、東区、南区、中央区、それぞれの新しい特別区のお金がきちんと公平に税金が配分されるように、それぞれの特別区がきちっと皆さんに対してサービスを提供できるように、まずは一旦大阪府の特別会計の方に入りますけれども、それをきちっと公平に配分するというものですから、最後は特別区に与えられるわけです。一旦、配分する際、大阪府の特別会計に入るということで、税金が奪われると言われてましたんで、ちょっと補足の説明をさせてもらいました。各特別区は、きちっと税金は公平に配分されるような仕組みになっております。

それと、大阪市の市内のコミュニケーションの問題のところなんですけど、本当は僕が住民の皆さんと直接お話をさせてもらって、いろんなご意見を聞いて、物事を決めていかなければいけない、それが不十分であることは重々承知しております。大変申し訳ないと思っております。また、今回のタウンミーティングも、この説明会も、39 回やって、それでも 1 万人の方に直接伝えられるかどうかなんです。

これが 10 万人とか 20 万人ぐらいの規模の市や町の長であれば、1 カ月、2 カ月ぐらいか

ければ、住民の皆さんの半分ぐらいの人たちに語りかけることができる。ただ、大阪市ぐらいの規模になってくると、2週間で39回、ほとんど住民の説明会に費やしても、わずか1万人とか1万人ちょっとの皆さんとしか会話することができない。これは住民の皆さんと直接会話することが中心となってくる仕事を持つ大阪市役所のトップ、大阪市長としては非常に問題なんではないかなと思っています。

そこで、きょうも新聞報道で、ちょっと出ていましたけれども、きょうこの中にいらっしゃったら、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、大阪市役所の今までの物事の決め方を見ていると、本当に広い、住民の皆さんの声をしっかりくみ上げられているのかなということを大いに疑問に感じるものがあつたんです。それが、きょう、報道に出ていましたけれども、地域振興会というところが、大阪都構想反対という決定をしたということが、朝日新聞に出てきました。賛成反対どちらでもいいんですけども、町内会でそういう決定をして、町内会に参加されている方というのは、いろんな意見の人がいると思うんです。いろんな政党の支持者がいると思います。ただ、政治の話は、選挙のときにはいろいろぶつかるかも分からないけども、それは置いておいて、住民の皆さんが地域のことに關しては、みんな一致団結しなければいけない。僕は、そういう町内会になってもらわなければいけないと思っているんですが、大阪市の場合には地域振興会というところが、これは24名か7名か、そこで多数決で決めたということなんですけど、それが全市民の皆さんに何か言って、そういう方向性で決めていくという決定のあり方が、本当に大阪市内の住民の皆さんの声を聞き、1つの要素である町内会としていいのかというすごい疑問があります。なんでこういうふうになったのかなと考えたんですけども、本来だったら、僕自身が皆さんと直接お話をさせてもらわないといけないんですけど、それができないがゆえに、区長がいろいろ住民の皆さんの声を聞くことになるんですが、選挙で選ばれておりませんから、誰の声を重視するかというと、町内会、または地域振興会、一部の方ですが、全員が全員というわけではないですが、一部の方の意見、非常に重要視していたというところがありました。もちろん、地域振興会の方、町内会の方の意見を聞くことはもちろん重要なんですけども、大阪市の今までの物事の決め方というのは、そこだけの意見を聞けばもういいということで、進めていたきらいがあると、僕は大阪市長として感じています。それは、区長が選挙で選ばれていないがゆえに、多くの皆さんの声をやはり、幅広くくみ取ることができない。そうすると、一部の人の声を聞いて、また、一部の人の意見を重視して、物事を決めてきた、そういう住民の皆さんの声のくみ取り方でいいのか。役所と住民のつながりは本当にそれでいいのか、ということを考えておきまして、やっぱり選挙で選ばれた区長をしっかりと置いて、町内会の皆さん、役員の皆さんの意見、もちろんこれは聞きますけれども、でも、その方の意見だけではなくて、幅広く、多くの住民の皆さんの声をくみ上げるような、そういう仕組みにしなければいけないのではないかなということを痛切に感じたところです。町内会の中で、繰り返しになりますけれども、いろんな意見もあるし、いろんな政党支持者もいる中で、一部の人が、地域振興会は、大阪都構想反対だ

と決めて、これで多分、また町内会に回覧板がざーっと回っていくんでしょうけども、そういうことをやっている、この大阪都構想について賛成も反対派の人も拮抗しているわけですから、町内会の中が分裂しないのかなと、非常に危惧をしているところです。これも、区長が選挙で選ばれていないがゆえに、住民の皆さんの声を、誰の声を聞くかというところで、非常に戸惑いがある。これは選挙で選ばれる立場になると、多くの皆さんの声を聞かないと選挙に落とされることになってしまいますから、より多くの皆さんの声を聞く、そういう役所になるんじゃないかなと考えております。

以上、今回、提案させてもらった理由は、二重行政を解消するということと、役所の税金の無駄づかいをとめるということ、それから、大阪市内の住民の皆さんの声をもっともっとくみ取るような仕組みをつくらなければいけない、こういう思いから、今回の特別区設置、大阪都構想の提案をさせてもらいました。

今の僕の問題意識、そもそもこれが間違っているということであれば、大阪都構想反対ということになるでしょうし、僕の問題意識が仮にそうだよねと思ったとしても、だからといって、役所をつくり直すほどでもないんじゃないかということであれば、これも反対意見ということになるでしょう。今のまんまで、大阪府庁と大阪市役所、2つ存在する中で、話し合いで二重行政が解決できるとか、いろんな事業の失敗は過去の話だから、今後はもう、絶対に役所は二度と失敗をしないと信じているという方とか、住民の皆さんの声をくみ上げる仕組みとしては、今の区長でも十分だと考える方は、大阪都構想反対という考え方になるのかなと思っております。

以上です。

(司会)

恐れ入ります。携帯電話をお切りください。

以上で、説明は終了いたしました。それでは、これより終了予定時刻の午後4時までの間、ご来場の皆さまからのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。幾つか、始める前に注意事項がございます。すみません。ちょっとお時間をいただきます。

ご質問がある方は、その場で手を挙げていただきまして、私の方で指名をさせていただきます。その方のご座席まで、担当がマイクをお持ちいたします。マイクを持っている担当者は3人おります。手を挙げてもらえますか。3人のいずれかがお席までまいりますので、この説明会はインターネット中継されておりますので、必ず、そのマイクを通して、ご発言を、ご質問をいただきますようお願いいたします。本日の質疑内容は、後日、全てホームページで議事録として公開されます。多くの方にご出席いただいておりますので、できるだけ多くの方のご質問のお答えしたいと考えております。ご質問は、簡潔にお願いしたいと思います。時間に限りがございますので、時間がまいりましたら、質疑を打ち切らせていただくこともございます。あらかじめご了承くださいと思います。

なお、特別区設置協定書に関するご質問がございます場合には、この場以外でも各区役

所や市役所内の大都市局まで、文書でご提出いただきましたら、後日ご回答の方法を検討の上、ご回答申し上げたいと考えておりますので、この場以外でも受け付けすることは可能ということでございます。よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。それでは、ご質問のある方、手を挙げていただけますでしょうか。では、そちらの方。

(質問者1)

先ほど来、市長の説明、なかなかうまいです。堂に入っています。ただしかし、それだけで私不安なんです。1つは橋下市長がいろんところで、過去、私は100%、府知事には立候補しませんという、これもまた、うまいやり方だと思うんです。今、ほんでまた、来られて、それが、この間、女性の議員さん、あんたやめなさいとやめた人がいましたね。選挙に強い人ですね。選挙至上主義の人ですね。選挙で決めたらいいじゃないかと。これがあなた、不安なんです。今までにも、忘れてしまいましたけれど、教育委員に任命されて、その人、やめるとか、問題がありました。それと、今回のその前の維新の会に入って、当選した人は、自民党の人が多かったんですね。それを、なんでもともと維新からって、橋下市長の風に乗って、通りたい議員さんはほとんどだと思うんです。それはそれで、やっぱり、選挙頼りの、選挙で全て決めたらいいという発想は、非常に不安なんです。これから先も、これがなくなればというか、市長、都構想に対して、いつまでつきあいをしていただけるのか、死ぬまで、私はやりますというような人じゃないと思うんです。あかんことになったら、もうやめてと言ったら、やめる人だと思うんです。それが非常に不安なんです。だから、演説のうまさ、巧みさ、これは石原慎太郎も言っていました。あの人天才だ、しゃべりの天才だ、そのしゃべりの天才で、乗って、そうだというようには、73歳の私の人生経験から不安で仕方ない。そういうことで、私の不安に答えていただきたい。

(橋下市長)

本当に、貴重なご意見、僕はいつも言われていることで、おっしゃるとおりです。

まず、選挙至上主義というところは、これもいろいろメディアがそういうことを言うんですけども、話し合いはとことんやります。ですから、今度選挙で選ばれた区長は、住民の皆さんの前に行って、一生懸命話をする。僕も選挙至上主義だと言われてはいますが、庁内でずっと議論です。問題があれば、住民の皆さんとも議論はします。でも、270万人の住民の皆さんと議論をするというのは、ほぼ不可能です。万をとりますけど、270人学級、万という単位をとりますけども、今、270人学級を担当しているとして、270人の人を相手に、いろいろ話をするというのは難しい。そこで、今回、大阪都構想というのは、5人の担当者にして、1人のところを5人にして、学級を30人学級から70人学級にしたほうが、より話ができるんじゃないのかというところでした。

ただですね、皆さん、これからの時代、全員一致で、完全合意で、物事が進むのはなか

なか難しいです。学校の統廃合問題もそうですし、いろんな住民サービス、何を増やして、何を我慢していくのか。これは、完全一致はあり得ないです。住民の皆さんに、それぞれにいろんな意見がありますから。だから、とことん話はして、説明をして、そういうことは話をしていきますけども、最後はやはり選挙で決めていかないといけないというところがあります。だから、選挙至上主義ではないんです。最後は選挙で決める。これを、皆さん、大阪市内の大阪市長選挙1回で、皆さんのいろんな地域の課題を決めていくのか、大阪市内を5つのエリアに分けて、5つの区長選挙で、それぞれの地域が決めていくか。この差になると思うんです。

あと、どこまで責任を持つかということですが、これはもちろん、僕の話しか、そういうことで問題になるとか、貴重なご指摘だと思って重く受け止めますが、その問題とは別に、大阪の未来が決めることであります。ですから、大阪都構想をやるということになれば、僕は11月にもう一回市長選挙やらなければいけませんけれども、それはきちっと立候補して、最後、特別区をつくるどころ、そこまでしっかりやります。

(司会)

ご質問、ありがとうございました。では、次の方。

(質問者2)

よろしくお願いします。

2つの質問と、1つ意見を述べさせていただきます。

1つは、もし統廃合のメリットを生かすなら、大阪24行政区と隣り合う市と大阪府下の市とか町が統廃合した方がいいと思うんですけども、なぜ、いつから市内だけの行政区の統廃合なのか、経緯とその辺の説明、その他を教えてくださいませんか。

2つ目ですが、現在、大阪府、大阪市は多額の赤字を抱えていますが、24行政区の統廃合のみで税の関係が解消するとの説明ですが、区単位での3つの税金、市民税とかたばこ税、軽自動車税、また、特別区になると、地方交付税の対象外になって、交付されないとか勉強させてもらったんですけども、その辺の将来的な不安がぬぐえないんですけども、そこに至るまで、30年、40年かかるような気がするんですけども、その間、市民に過大な負担を強いることになるんですけども、その措置の説明が欲しいと思います。

それと、最後になりましたけどもひと言。270万市民で一人で大変だったと言っていますけれども、それをあまり強調していたら、行政手腕はどうだろうと、私個人と思っていますので、参考までに意見を言わせてもらいました。

長くなりましたが、質問を終わらせてもらいます。

(橋下市長)

ありがとうございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

最後のところから始めさせてもらいますけども、通常、市長につけば、全部できますということを皆さんに言っていくのかも分かりません。僕は、自分で仕事ができない人間だと思っていません。事務処理能力とかは自分なりに、それなりに持っていると思っています。むしろ、一般の方よりも事務処理能力が優れていると、自分で思っています。性格は悪いですけど。仕事に関しては、事務処理能力はあると思っていますけれども、それでも正直、無理だと思っています。それで行政手腕が、もしないと言われれば、僕よりも優秀な、誰か市長を大阪市長に据えなければいけないと思っていますけども、僕はこの4年間、大阪府知事を入れたら7年間、相当なことをやって、相当な時間と相当なエネルギーを使って、これ以上できないところまでやっているつもりですが、今の大阪市役所の業務を考えたときに、大阪市役所の業務をやるにあたって、僕は自分一人では無理だなと感じたことです。

あと、行政手腕が足りないかどうかという能力評価のところは、有権者の皆さんにお任せします。

それから、よく勉強されているなと思ったんですが、申し訳ないですけど、勉強される方、いろいろ誤解が多いと思います。というのは、この話は非常に複雑な話で、学者ですらなかなか理解できていない話で、市民の皆さんが、独自で勉強されると、非常に誤解されることが多いと思うんです。ただ、これはきちっと僕らが説明しなければいけません。先ほども、先ほどの会場で説明させてもらいましたけれども、大阪市民の税金が大阪府に取られるということを信じ込んでいる人がいますけども、さっき説明したように、大阪府が1回預かりますけども、ちゃんと配分して、特別区にきちんと渡す。当たり前のことです。そもそも、大阪府に取られるという人は、市民の皆さんは府民でもあるんですよ。そこが府に取られるというのが、その感覚が、僕はちょっと分からない。僕は知事もやっていたから、市民の代表でもあるので、市民のためにならないことはやりません。それを府にお金を1回渡すことが、府に取られるというのは、大阪府というのは別の存在と感じているのかどうなのか、ちょっと、疑問もあるところなんですけども、先ほど言いました、なぜ大阪市内だけの話になったかということなんなんですけども、これは毎日新聞がでたらめな報道をやったので、こういうことを感じられる人が出てきたのかも分かりません。

この最後の大阪特別区設置、いわゆる大阪都構想というのは、政治的には大阪市域だけではなくて、周辺市町村も特別区にしていくというのが、ゴールです。大都市法もそのようになっています。法律もそうになっています。周辺市町村も組み込んでいけるような法律の構成になっています。ただ、プロセスとして、いきなり全部をやるのは不可能です。今の状況を見ていただいたらお分かりのとおり、大阪市内だけを特別区にするだけで、こんなだけ凄まじい政治的な闘争になっているわけです。市長選から市議会議員選挙から、全部をひっくり返しながらか、住民の皆さんとこうやって会話をやっている。ですから、プロセスとして、まずは大阪市域内、次は、堺市域内とか東大阪市とか豊中、吹田、そういうところを徐々に。東京の水道局も大体一本化されるまでに50年、60年かかっているんです。

ですから、今のこのままでやっていくことになったら、50年たってもこのまんま。でも、一步踏み出して、特別区設置を踏み出していくということであれば、時間をかけながら、東京23区のように大阪14区、15区というものが、大阪の中心部になるように進めていくというのが、これは政治的な目標でありますけども、今、そのプロセスをたどっているということです。決して、大阪市域内だけで終わらせるという話ではありません。

それから、財源の問題のところもちょっと誤解があるんですけども、交付税は入るといふことになっています。これは、大阪市を前提として交付税計算をしますので、特別区になって交付税が入らないというのは、東京は合算方式で入っており、これは、交付税はきちっと入っています。特別区を分けて、それぞれの特別区ごとに交付税を計算するのではなくて、今、大阪で行っているのは、大阪市という単位でもらわなければいけない交付税はそのまま入ってきます。交付と、あと財政のところ。ごめんなさい。交付税だけでよろしかったですか。財源のところは、繰り返しになりますけども。もう一つ、税収のことも言われていましたけれども、これも誤解があるんです。大阪の役所を一番いい状態にしようというのが今回の特別区設置なんです。仕事の整理をやりながら、大阪府庁、大阪市役所を一番いい状態にしよう。入ってくるお金、持っているお金、今持っているお金の総額は変わりません。

だから、大阪市の今の財源、大阪府庁の財源、その総額は変わらない中で、一番いい役割分担をしようと言っているわけです。交付税も今もっているものは変わりません。ただ、きちっと改革が進んで、二重行政もなくなって、税金の無駄づかいもなくなり、いろんな改革が進む。いろんな計算をしますと、財政推計が出たように、きちっと17年間で使えるお金が積み上がってくるという計算結果になっていますから、それを住民サービスの方に回していけばいいというのが、今回の提案の中身です。

(司会)

ご質問、ありがとうございました。

では、次の方に移らせていただきます。お待たせいたしました。よろしく願いいたします。

(質問者3)

二重行政のところを出してください。

(司会)

二重行政のところを出してください。

(質問者3)

二重行政は、さも悪魔のようなことを言っていますけど、全てが悪いのか。いいこともあ

るでしょう。聞きたいのは、市立病院です。私、脳梗塞患って、しゃべるのはちょっと聞きづらいでしょうけど、辛抱してください。市立病院と府立病院、これは、両方ある、今の住之江の市立病院がなければならぬ立場なんです。というのは、市立病院にしか産科がないんです。ほかで子どもを産もうと思ったら、探すのに難儀をします。そんな状態で、今、橋下市長は市立病院をなくそうという運動をしているようですが、これは困るんです。どうですか。

(橋下市長)

二重行政については、いろんな誤解があります。まず、先ほど言いましたけれども、二重になっているものを全部一つずつつぶしていくという話ではありません。市立病院もそのまま残します。当たり前です。まず、府立病院と市立病院というのは、この市立病院というのは基本的に残しますが、住之江の住吉市立病院は、これは別です。なぜかと言いますと、あそこを、小児周産期の病院にするということになっているんですが、隣に大阪府立急性期医療センターというのがあります。公立病院が、大阪府立の病院がすぐ隣に、今、2キロぐらい横にあるんですけども、ここの考え方は、大阪府の南の地域で、どんな出産事故にも対応できるハイレベルの病院をつくらうと。今の住吉市立病院だと、医療レベルがちょっと中途半端なので、もっと高度な医療レベルを提供できる、本当に命にかかわるような、そういう出産事故にも全部対応できるような病院を大阪府と大阪市で協同でつくらうということで、大阪府立、ちょっと2キロ隣になりますけれども、そちらに新しい病院をつくらうということにしたんです。今の住吉の市立病院の跡地には、民間病院を持ってこようということにしています。

出産の件は、いろいろ言われます。確かに、住吉市立病院がなくなって、お産するのが遠いとか、いろいろなことを言われますが、ただ、大阪市内、これは地方と比べてやはりまだまだ便利で、うちの家もそうですけどね、お産する時には自宅から車で40分とかそれぐらいのところの病院でお産をしていましたし、車で10分、15分、今の住吉市立病院から車で10分ぐらいのところ、新しい病院ができるということはどうしても許さないと考えるのか、そこに新しい、すごい、医療レベルが高度な病院ができるんだったらそちらの方がいいと考えるのか、これはいろんな考え方があると思います。今の住吉市立病院のままだと、今回計算がちょっと上がってきましたけども、年間16億円税金を投入しなければいけません、そのまま維持しようと思えばですね。現地建て替え案でも十何億くらいかかるところを、今回、高度な医療レベル、ものすごい病院を作ったとしても、経費は8億円くらい安く収まるんですね。

だから、ここがですね、大阪市長の判断として、こういうことを決めました。あそこの住吉の地域に、南地域でもものすごい高度な医療レベルを提供する病院をつくらう、そして、これを、今まで大阪府立と大阪市立でばらばらでやってきたものを一つにまとめて、経費8億円くらい安くなるからやろうと決めたのですが、これは選挙で最後決めるような話にな

るのだと思いますが、ちょっとそういうことになっているんですけどね。これはいろんな考え方はあると思います。ただ、大阪市立のですね、都島にある総合医療センターはそのまま残ります。当たり前ですけどね。

大学も、今のキャンパスはそのまま残ります。ただ、これは府立大学になります。今度は、大阪市立でばらばらでするのではなくて、府立大学で。府立病院と合わせていく。名前が、今度住民投票で賛成多数となれば、今度は名前を都にするという法律改正を出しますから、それが可決になれば、都立大学、都立病院という形になります。ちょっと、住吉の市立病院のところだけは、高度な医療レベルの病院に1から作ろうと、、、。

(質問者 3)

もう産科はどんどん減っているんです。住之江だけでなく、よそもどんどん減ってっているんです。一般の産婦人科もね、受付なくなっているんです。

(橋下市長)

ですから、小児周産期は、病院をまとめていかないと、お医者さんが働けないんですよ。小児周産期、特に小児科のお医者さんが少なくなって、病院の数が減って、、、ごめんなさい、きょうは、議論ではなくて、ごめんなさい、大阪都構想の話なので。

(司会)

恐れ入ります。他の質問者もあるので。

(橋下市長)

そこはいろいろな考え方があると思います。僕は病院を集約しないといけないと思っています。僕は新しい病院を作っていきますので、府立の病院と合わせて、最高レベルの病院を作っていきます。

(司会)

ご質問ありがとうございました。恐れ入ります。

(橋下市長)

また、おとうさん、手紙にして送って下さい。しっかり読みますので。紙に書いて、しっかり読ませさせていただきます。

(司会)

大変申し訳ございません。時間が経過してまいりましたので、あと、一人で最後の質問とさせていただきます。男性の方が続いておりますので、女性の方、ご質問の

ある方、お手をあげていただけますか。マイクお願いします。

(質問者4)

仕事を経験、子育てを経験しました立場から申し上げたいと思いますが、私には難しいことがよくわかりません。ただ、役所を作りかえるというイメージはあるものの、地域の住民サービスと広域のサービスに仕分けて、整理するという考え方でよろしいでしょうか。

(橋下市長)

そうです。

(質問者4)

それですね、特別区になるというのがわからない方というのは、特別区になるとこうこうなるということは協定書には書いておりませんので、それでわからないとおっしゃるのだと思うのですが、ただ、特別区にわかれましたら、区ごとの特徴があるから、意見をいうことができる。それぞれの特別区の特徴に応じて、意見を言うことができるわけですね。

(橋下市長)

協定書ではなかなか分かりにくいかもしれませんが、東京23区をちょっと見てもらうと、あういう東京23区のようになるということなんですけどもね。

(質問者4)

それで、区長さんの権限が強くなるということは、例えば、保育所の話なんですけれども、私たちが望む場所に保育所を区長さんをお願いしても、今でしたら住吉区長さんでは決められない。そうすると、ここでだめだからあそこでということが多々ありました。そんなところには預けに行けないというようなことがあって、特別区設置になれば、かわるといふことでしょうか。

(橋下市長)

非常に重要なご意見でして、まさにその通りです。今、僕は大阪市内全体を見ているから、大阪市内で保育所を必要としているお子さんの数とですね、保育所の数を合わせれば、大阪市内全体で合わせればいいということになっていますので、地域の皆さんのところの実情に合っているかどうかは、はっきりわからないんですね。だから、今は吉田の方が、ここに作る、ここにいくつつくるという決定権はないです。反対派の意見の中にですね、特別区になると、隣の特別区の保育所に行けなくなるという反対意見をあげているのですが、そもそも、隣の区の保育所にみんな行きたくない訳ですよ。自分の区の中の保育

所に行きたい訳ですよ。ですから、これは、反対のための反対の理屈だなと思うのですが、反対の人たち、こういうわけですね。これまでは大阪市内の保育所にどこでも行けていたのに、これからは特別区になってしまうと、隣の特別区の保育所に通えなくなってしまう。前提が違って、本来はみんな自分の区の中の保育所にまず行きたい、それは特別区になると、特別区長は、一生懸命、自分の区民の皆さんの住民の要望にこたえる形で、設置していくということになります。

(質問者 4)

もうひとつね、保育所の場合はそうですけど、高校は学区がありますよね。

(橋下市長)

高校ですか、高校は学区がなくなりました。

(質問者 4)

学区で市域を越えて、教育長さんがそれぞれの学校の特色を強めて、それぞれに特化した学校を設置して、進学校や技能校など特徴のある学校を区を越えて選択できるようになるのですか。

(橋下市長)

今、もう、高校は、学区制が関係ありませんので、今は高校は学区がなくなりました。で、市立高校を今度全部府立高校に移していこうとするんです。でも、学区はありませんので、おっしゃるとおり、進学に特化している高校とか、学力的にもう一度やり直しをしなければいけない子供たちのための高校とか、いろいろ特色がでています。

(質問者 4)

安心しました。

(橋下市長)

そうですか。みなさん、今日は長時間本当にありがとうございました。まだ、僕の話聞いて、さっぱりよくわからんなと言う人はどれくらいいらっしゃいますか。わかりました。さっぱりわからんなというひといらっしゃいました。また、しっかり話しをしたいと思います。どうも皆さん長時間ありがとうございました。お父さん、また、手紙をください。

(司会)

お時間が参りましたので、質疑応答を終わりにさせていただきます。ありがとうございました

した。